

なぜ米国地域金融にはなんらかの小規模金融機関が存在するのか

内 田 聡

発表者コメント

米国の金融再編という、銀行数の集約傾向ばかりが取りざたされる嫌いがあるが、事態はそれほど単純ではない。再編が一巡した現在（2006年末）も、銀行数の93.33%は総資産額10億ドル未満の小規模銀行であるし、年間に100～200行の小規模銀行が新設される。この理由の1つは、地域密着の継続に求められる。たとえば、リレーションシップバンキングでは取引先経営者などのソフト情報を用いるため、その情報を活かしうる小規模銀行に一定の存在価値がある。また、小規模銀行を下支えしうる、Sコーポレーション（株主数や株式の種類は制限されるものの連邦法人所得税のかからない株式会社）の仕組みなども存在する。

小規模金融機関（銀行・貯蓄金融機関・クレジットユニオン）について、州単位で接近してみると興味深いことが分かる。各州の全金融機関「数」に占める小規模金融機関数の比率をとると、Sコーポ銀行比率が低い州では小規模貯蓄金融機関やクレジットユニオンの比率が高いなど、多くの州でいずれかの小規模金融機関が存在している。また、各州内の全金融機関による事業向貸出「額」に占める小規模金融機関のそのシェアをとると、通常認識（全米平均）とは異なり、事業向貸出マーケットが大きくない多くの州において、小規模金融機関の同貸出額シェアが大きいことが分かる。

規制緩和に伴う再編から、全米レベルでみて、小規模金融機関のプレゼンスが低下しているのは事実だが、今後も一定のプレゼンスを維持すると考える方が自然だろう。企業数の99.7%が中小企業というばかりでなく、NPOやNGOの台頭にもみられるように、世の中がますます多様化していくなかで、小規模金融機関に対する資金ニーズは存在し続けるだろう。

I 問題の所在

米国の金融再編という、銀行数の集約傾向ばかりが取りざたされる嫌いがあるが、事態はそれほど単純ではない。再編が一巡した現在（2006年末）も、銀行数の93.33%は総資産額10億ドル未満の小規模銀行であるし、年間に100～200行の小規模銀行が新設される。この理由の1つは、地域密着の継続に求められる。たとえば、リレーションシップバンキング（リレバン）では取引先経営者などのソフト情報を用いるため¹、その情報を活かしうる小規模銀行に一定の存在価値がある。また、小規模銀行を下支えしうる、Sコーポレーション（株主数や株式の種類は制限されるものの連邦法人所得税のかからない株式会社）の仕組みなども存在する。

これに対して、小規模銀行の合計資産額のシェアは11.99%に過ぎないという反論もありうるが、地域金融は多様であるため、その分析には全米単位に加えて州や市の単位での接近が欠かせない。後に触れるように、本稿で扱う事業向貸出額を州単位でみると、多くの州で小規模銀行のシェアがかなり大きいことが分かる。

本稿で議論したいのは、特定の地域の金融ニーズがどのように満たされるのかということである。誰が満たしても構わないのだが、現実には大規模・中規模銀行では満たせない一定の資金ニーズがあり、これに対応する小規模銀行やその他小規模金融機関が存在するのではないかと考えている。

内田(2006b)では、Sコーポ銀行の比率の高い地域の特性を明らかにしたが、一方で同比率が低い地域とはどういうところか、銀行以外に貯蓄金融機関やクレジットユニオン（CU）の存在に特徴があるのかなどの課題が浮かんできた。さらに本稿では、小規模金融機関の行数分布ばかりでなく、貸出業務とくに事業向貸出額のプレゼンスについて考察を進める。貯蓄金融機関やCUには事業向貸出を行っているイメージが一般にあまりないかもしれないが、前者の行数のうち35.36%は事業向貸出を中心としているし、小規模貯蓄機関に絞っても34.12%である。また、CUも1998年の法改正で事業向貸出が認められ、組合数の22.45%が行っている（06年6月末）。

近年、小規模銀行とCUの間でエリア・業務の競合が生じており、それぞれの業界団体によるロビイングも盛んであるが、小規模金融機関同士の競争状況の分析はⅡの3で簡潔に触れるに留め、本稿では大規模・中規模金融機関との関係で、特定の地域に小規模金融機関がどのように存在し機能しているのかを中心に考えてみたい。

本稿で言う小規模金融機関とは、単体の総資産額が10億ドル未満の銀行と貯蓄金融機関及びすべてのCUを指す。総資産額10億ドルの前後で業務のスタイルが必ずしも大幅に異なるものでもないが、連邦預金保険公社（FDIC）や連邦準備制度理事会（FRB）の用いるデータ区分や、連結総資産10億ドル未満をコミュニティバンクと称する慣例を参考にして、上のような定義を用いる。また、CUには総資産額10億ドル以上も存在し、行数で1.34%・合計

¹ 以下ではリレバンをリレーションシップレンディングの意味で用いる。

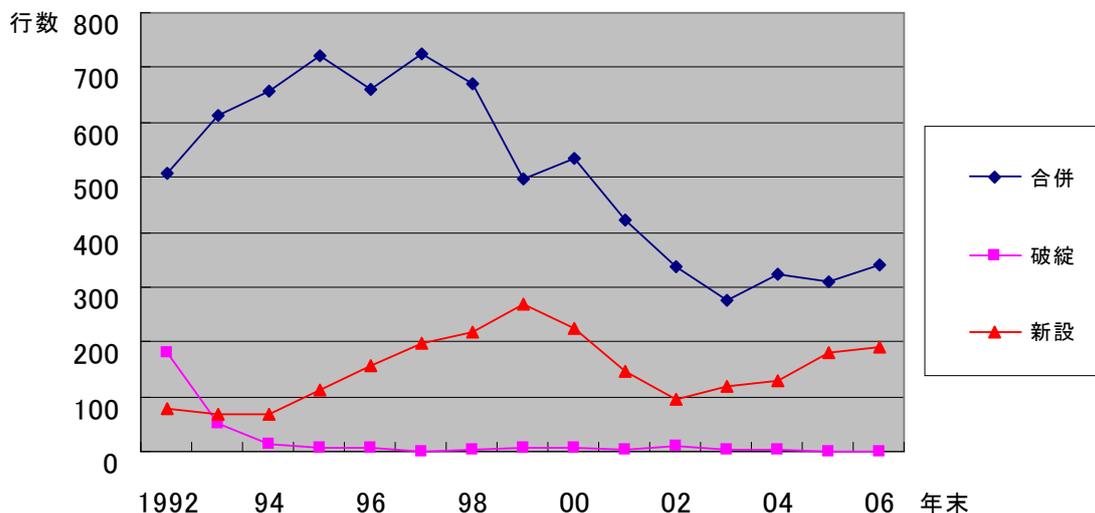
資産で37.10%を占めるが(06年6月末)、統計の制約からCU全体のデータを用いている。なお、筆者は05年8月～08年2月の間に、6度にわたり米国の6州16市の銀行、貯蓄金融機関、CU、顧客、規制当局、銀行協会、大学、計47か所で調査を行ったため適宜言及したい。

II 小規模金融機関の存在～理論的・制度的接近

1 リレバンと小規模金融機関

1980年代に、モラルハザードの抑制策を欠いたまま、金融の自由化が進められたため、多くの銀行が破綻し、91年には連邦預金保険公社改善法が成立した。90年代には、州を越えた銀行買収・支店設置規制の緩和・撤廃、金融持株会社の容認などから、多くの戦略的買収・合併が起こり、FDIC加入の銀行は06年末に94年末比で約29%純減して7,402になった。しかし、新設は年間に100～200行誕生し、本支店合計数は同期間に約27%増加するなど、同国の金融再編はわが国のそれと異なり、集約の一方方向ではない(図1)。本支店の増加はリテール業務重視に、新設の存在は地域密着の継続に理由の多くを求められる。大規模・中規模銀行が小規模銀行を買収して個別・地域単位で機能する場合もあれば、リレバンのニーズを満たせず、既存や新設の小規模銀行がこのニーズを取り込んでいくこともある。

図1 合併・破綻・新設の推移



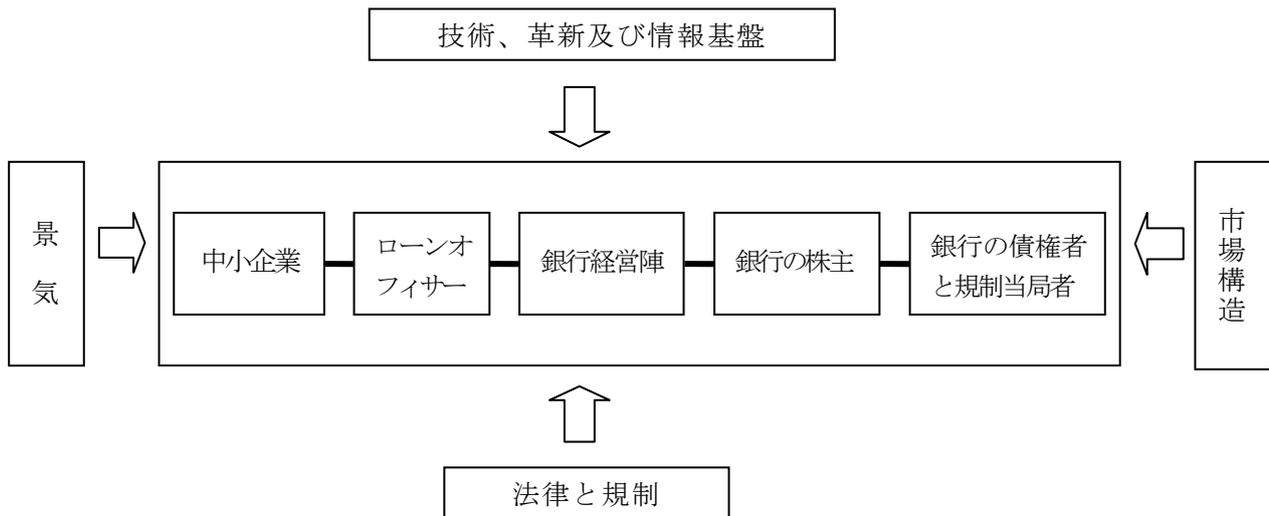
(注) 銀行と貯蓄金融機関の合計。

(出所) FDIC, *Quarterly Banking Profile* から作成。

後者の現象は、融資判断に用いるソフト情報(例えば経営者の資質)はローンオフィサーなど融資担当者へ集積されるため、数値化して組織内に伝達・還元するのが難しいという、コントラクティング問題に起因する(図2)。具体的には、融資権限が現場でなく本部にある場合、銀行の規模が大きく階層が多いほど、リレバンの遂行が困難になる。従って、小規模な組織で運営するか、さもなければ融資担当者などへ権限を委譲しながら組織として管理

することが必要になる²。コントラクティング問題の範囲は融資担当者と銀行経営陣の間ばかりでなく、経営陣と株主、株主と債権者・規制当局者に及ぶもので、例えば経営陣が融資権限とソフト情報の両方を持っていても、株主がリレバンを遂行する理由を理解できなければ問題が生じうる。従って、リレバンの遂行には、簡素な組織でその株式や債券が広く取引されない形態、あるいはステークホルダーの目的が一致しやすい組織形態が向いている。

図2 リレバンに影響を与える要因（ローンコントラクティング、組織構造及び外部環境）



(出所) Berger and Udell (2002)

小規模銀行がリレバンを行うのは、こうした要件を備えている場合が多いからである³。さらには、地元経済・住民による小口の出資金で設立される銀行もあり、金融再編後の傾向の1つになっている。もちろん、小規模銀行には、大口の資金需要に応えにくいとか、展開地域が偏っているなど、小規模銀行がゆえの限界もある。一方、純粋な民間の銀行だが、ローンパティシペーションなどの仲介で小規模銀行間の資金調整を行う、バンカーズ・バンクなどが現れてくるのは興味深い。また、中規模銀行でリレバンを行う場合は、支店への権限委譲を明確にすることが多く、外的に分かり易いように子会社として運営するケースもある。中規模銀行では、小規模銀行にはない、全体としての規模を活かしうる反面、株主とのコントラクティング問題が相対的に生じ易くなる。

² 筆者が米国で行ったインタビューなどから考えると、ソフト情報の伝達が可能な組織とは、実態的には、全ての行員同士が顔見知りである程度の規模、あるいはそれに近い状態を実現できる組織形態ということになるだろう。

³ リレバンの問題点には、ソフトバジェットコンストレイント（借手企業が経営危機に陥ったときに追加融資を銀行は拒否できるのか）と、ホールドアップ（借手企業は銀行に情報を占有されるため他の資金調達機会を逃したり借入を躊躇する）がある。小規模銀行では経営陣が融資担当者の行動や個別取引を把握しうる組織形態である場合が多く、これはコントラクティング問題の抑制ばかりでなく、ソフトバジェット問題の追加融資でも担当者の管理として機能しうる。また、特定地域で営まれる小規模銀行にとって、地域の評判は大変重要であるため、ホールドアップ問題の弊害を軽減しうる。

2 Sコーポ銀行⁴

こうした地域密着は基本的にビジネスライクで行われるものだが、政策的な枠組みに依存する部分も少なからずあり、中小企業庁（SBA）のローン保証のような顧客への対応から、地域再投資法（CRA）の存在や、衰退経済地域での金融活動支援のような金融機関への対応までである。次に取り上げるSコーポは、二段階課税回避のために制定されたものだが、これを超える影響を金融システムに与えている。

(1) Sコーポとは

Sコーポは、株主数や株式の種類は制限されるものの連邦法人所得税のかからない株式会社で、事業活動の法的な組織形態の選択で生ずる税負担の相違を緩和するため、1958年に制定された⁵。その後数回の法改正が行われ、97年に銀行にも適用可能となり、04年に株主数などの適用要件の緩和が行われた。

Sコーポは、株主全員の同意により、内国歳入法第1章第S節規定の課税方法を選択した法人である⁶。(Sコーポでない一般の法人はCコーポと呼ばれる。) Sコーポは法人段階で連邦法人所得税が免除され、株主段階で個人所得税が課せられるため、二段階課税が回避される⁷。Sコーポは、一般に金融市場からの資金調達手段を持たず、その事業規模も限定され、同族経営による中小規模の閉鎖会社として利用されることが多く、法人と株主の人格を経済実質上同一視している。Sコーポ税制最大の特徴は、連邦法人所得税を免除される有限責任の株式会社という点で、パートナーシップ税制とC法人税制の折衷と言える。また、Sコーポはエンジェルの税制優遇措置を意図したものではないが、Sコーポの損益が株主の所得に移転し（パススルー）合算されるため、同税制優遇としても機能しうる。

Sコーポには、小規模会社制度という性格から、以下のようないくつかの要件がある。換言すれば、①や④の要件によって資金調達が制限されるので、成長指向の企業には向かない。

①株主数は100名以下であること。ただし複数世代の家族を一株主とみなせる。②株主は個人、諸財団、特定信託であること。③株主に非居住外国人がいないこと。④一種類を超える株式を発行しないこと。これはSコーポから分配される経済利益に対する権利の種類を意味し、優先株の発行を禁ずるもので、議決権の異なる株式の発行は認められる。⑤引当金方式の制限。貸倒損失の控除には原則、特定債権償却法を用いねばならない。

⁴ 以下の記述は内田(2007)に依拠している。Sコーポ銀行の詳細は参考文献も含め内田(2006b)を参照されたい。

⁵ 米国のSコーポの数は85年の72万強から02年には315万強へ増大し、全法人数の55.4%、全法人収益の59.6%を占める。

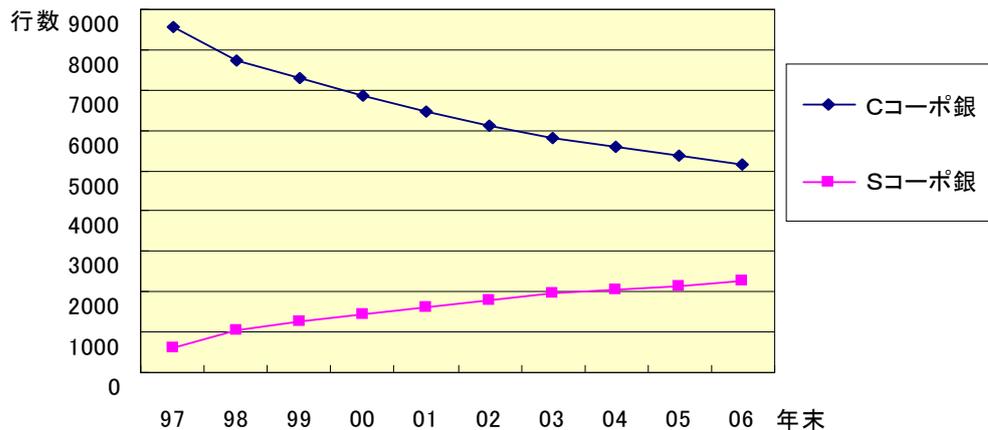
⁶ Sコーポはあくまでも税法上の区分であり、法人の根拠法は一般事業会社であれば州法に、銀行であれば国法か州法にある。

⁷ 免税のメリットを簡単な例（株主1人、税引前利益100、連邦法人所得税率35%、個人所得税率35%、配当税率15%）で説明する。Sコーポでは、連邦法人所得税は0、個人所得税が35（100×0.35）で、所得税の合計は35となる。配当額の多寡にかかわらず、税引前利益×個人所得税率の納税が必要となるため、配当を60とすれば40が内部留保で、株主には税引後の25（60-35）が残る。Cコーポでは、株主へ税引後25を残すには内部留保は35.6へ低下し、内部留保が40なら株主への税引後は21.25に低下する。どのように用いるかは別として、この差額がSコーポの節税分である。

(2) Sコーポ銀行の現状

Sコーポ銀行は施行10年後の06年末には2,262行となり、全銀行数の30%を超えている(図3)。地方では41.2%を占め⁸、地方かつ農業貸出中心銀行(農業銀行)では51.9%に及ぶ(07年3月末)⁹¹⁰。地理的分布は均一でなく、各州の銀行数に占めるSコーポ銀行数の割合をみると、中部・中西部・南部において全米平均を超える州が集中し、東部の州では低い比率になっている(表7)。

図3 Sコーポ銀行とCコーポ銀行の推移



(出所) FDIC, *Institution Directory* より作成。

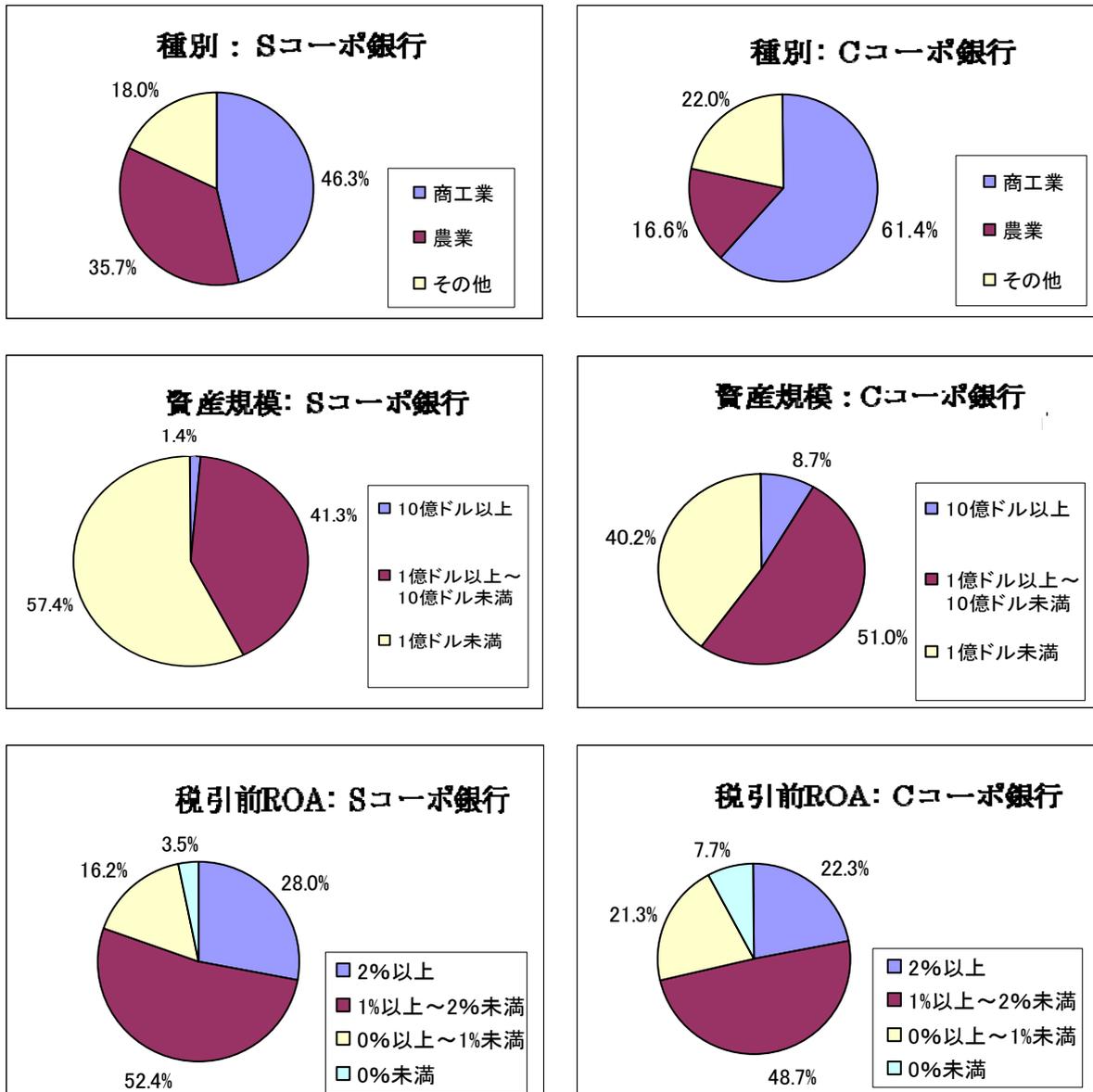
次にSコーポ銀行の内訳をみると(図4)、97年末には農業銀行の数が多かったが、06年6月末には商工業貸出中心銀行(商工業銀行)が逆転している。Cコーポ銀行のそれと比べると、商工業銀行が増大しているのは共通だが、Sコーポ銀行は農業数のシェアがやや大きい。資産規模別では、10億ドル以上が31行(うち20億ドル以上が4行)存在する一方、98.6%が10億ドル未満で、57.4%が1億ドル未満である。収益性(税引前ROA)で行数分布をみると、Sコーポ銀行はCコーポ銀行と比べて収益性の高い銀行が多いことが分かる。

⁸ 米国では都市の画定にMSA(Metropolitan Statistical Area)が以下のように定められる。人口5万人以上の中心都市およびこれと経済・社会活動を一体として行う地域を1つ以上持つ郡で、複数の都市の複数の郡から構成されることもある。本稿では、MSAを都市、非MSAを地方と呼んでいる。

⁹ FDICのInstitution Directoryでは現在、都市・地方の検索については最新のデータ分しか表示されないため、07年3月末の数字をやむなく掲載している。

¹⁰ FDICの定義で、商工業銀行(Commercial Lending Specialization)は商工業向貸出、建設・土地開発担保貸出、商業用担保貸出が総資産の25%を超える機関、農業銀行(Agricultural Specialization)は農業生産貸出と農地担保貸出が総貸出・リースの25%を超える銀行である。

図4 Sコーポ銀行内の行数分布（06年6月末）



(出所) 図3に同じ

新設銀行数に占める新設Sコーポ銀行数の比率は10%程度で推移してきたが、近年上昇傾向にある。また、グループ内再編や他のSコーポ銀行による吸収・合併が06年になっていくつか生じている。

3 貯蓄金融機関とクレジットユニオン¹¹

(1) 貯蓄金融機関

(a) 貯蓄貸付組合

貯蓄金融機関は貯蓄貸付組合（S&L、FDICのデータ表記ではSA）と貯蓄銀行（SB）からなる。

¹¹ 以下の記述は、(2)(b)を除き、断りのない限り高木(2006)に依拠している。直近のデータは筆者が更新した。

前者はその原型を英国から得ている。産業革命期に多数の人々がイングランドの主要都市へ流入し、これら労働者階級へ住宅建築資金の積立と借入の手段を提供するため生まれた。第二次世界大戦後、住宅金融専門の S&L は国家目的となった住宅建設で優位に立ち、1966 年まで預金金利が規制されなかったため銀行より高い金利を提供でき、併せてきめ細かいサービスで消費者へ対応し、市場シェアを目覚しく伸ばした。しかし、60 年代後半から預金金利規制の適用と税制優遇の一部撤廃が行われ、S&L の急成長は滞りはじめた。70 年代後半から高金利時代が到来し、ディスインターミディエーションが生じ、S&L は銀行ともども小口証券や MMF との競争が激しくなり、78 年以降は高インフレと歴史的な高金利期へ突入し、80 年には預金金利規制の段階的撤廃が始まるなど、経営環境は厳しくなった。こうした事情で 70 年代から S&L の合併が進み、組合数は 75 年末の 4,931 から、84 年末には 3,391 へ激減した。

S&L の免許は当初州法だけだったが、1932 年から連邦法免許が開始された。組織形態は当初は相互組織だけだったが、1890 年代から株式会社組織の組合が生まれ、1982 年ガン・セイントジャーメイン預金金融機関法（1982 年法）で、株式会社組織を連邦レベルで認めただけでなく、州法の規定に係わりなく州法レベルでもこれを許すようになった。その内訳は表 1 のようである。

表 1 貯蓄金融機関数の推移

年末	全貯蓄 金融機関	同左 OTS 監督下	連邦免許				州法免許			
			株式		相互		株式		相互	
			SA	SB	SA	SB	SA	SB	SA	SB
1990	2,815	2,359	155	529	545	280	342	5	491	12
91	2,561	2,110	133	535	455	258	276	4	442	7
92	2,390	1,871	121	573	401	211	226	0	339	0
93	2,262	1,669	124	593	351	187	178	0	236	0
94	2,152	1,543	123	609	313	159	139	0	200	0
95	2,030	1,437	139	605	275	156	101	0	161	0
96	1,926	1,334	129	580	244	144	89	0	148	0
97	1,780	1,215	119	534	221	134	74	0	133	0
98	1,690	1,145	118	510	200	127	67	0	123	0
99	1,642	1,103	111	505	187	126	60	0	114	0
00	1,589	1,068	107	500	185	124	46	0	106	0
01	1,534	1,019	107	480	180	115	35	0	102	0
02	1,466	974	94	465	172	115	34	0	94	0
03	1,411	928	89	445	167	114	27	0	86	0
04	1,345	886	79	429	163	110	26	0	79	0
05	1,305	863	79	425	162	106	20	0	71	0

(出所) OTS, 2005 Fact Book より作成。

また、同法で、以下の SB も含めた貯蓄金融機関に消費者貸出、事業向貸出、不動産貸出などの業務範囲拡大が認められた。次の SB との合算での資産構成は表 2 のようである。

表 2 貯蓄金融機関の資産構成比（05 年末）

	\$ Billion	% TA
Total Assets	1,464.0	100.0
Total Loans	1,119.0	76.4
1-4 Family Mortgage Loans	814.7	55.7
Home Equity Lines of Credit	90.5	6.2
Construction & Land Loans	43.5	3.0
Multifamily Loans	66.4	4.5
Nonresidential Loans	54.4	3.7
Commercial Loans / Small Business	43.3	3.0
Consumer Loans	96.7	6.6
Mortgage Securities	171.6	11.7
Investment Securities	64.4	4.4

(出所) 表 1 に同じ。

(b) 貯蓄銀行

SB もその原型を英国から得ている。1861 年設立のフィラデルフィア貯蓄基金協会が米国最初の相互貯蓄銀行 (MSB) とされる。MSB は零細な貯蓄資金を受け入れ、それらを商業銀行へ預金したり、国債や州債へ投資したりして、貸出はしなかった。第二次世界大戦後まで 500 行台存在したが、70 年代には合併で 400 行台になり、歴史的な高金利のため経営が苦しくなった。80 年代以降は合併がさらに増えて 1982 年末には 42 行へ減少した。1970 年代まで MSB は主として北東部の 16 州に分布し、しかもマサチューセッツ、ニューヨーク及びコネチカットの 3 州に 3/4 が集中していた。20 世紀の後半から始まる MSB の成長期に、ニューイングランドとその周辺部で製造業が発展し、人口も賃金労働者の数も多く、彼らは MSB の利用者だった。これに対し、農業行中心の南部や西部では MSB の利用者の数が少なく、商業銀行が小口業務を行い S&L が普及し、さらに MSB の設立を許す州法がなかった。1982 年法で S&L の MSB 転換が認められたので、MSB は 84 年末に 602 行へと急増した。

19 世紀始めの創設期以来、MSB は州法が根拠法だったが、1978 年金融機関規制および金利統制法で、MSB にも連邦法免許の途が開かれた。81 年にワシントン州は、MSB の相互組織から株式会社組織への転換を認める州法改正を行い 6 州がこれに続いたが、前述の 82 年法では MSB の株式会社組織を連邦レベルと州法レベルで認めた。その内訳は表 1 のようである。業務範囲と資産構成は表 2 を参照。

(2) クレジットユニオン

(a) 沿革と仕組み

CU は、加入した組合員の金融相互扶助で、組合員から資金を預かり組合員へ融資するものである。

1909年にニューハンプシャー州でCUの元祖に当たる、セイント・メアリー協同信用協会を設立する特例法が成立し、これが州レベルの最初のCU法だった。10日遅れて、マサチューセッツ州で最初のCU一般法が生まれ、諸州のCU法と連邦法の手本になり、34年に連邦クレジットユニオン法が成立した。50年にはCU数が1万586、組合員数が461万名で、その後急成長し、70年には同2万3,687、2,278万名になった。80年代には金融危機に直面し統廃合が進んで以来、組合数は減少傾向にあるが、組合員数は一貫して伸びている。06年末には8,662組合、8,822万名で全人口の30%程度が加盟している（表3）。

表3 クレジットユニオンの概況

年末	組合数	組合員数	合計資産残高 (\$ Million)	従業員数						
				合計	フルタイム	同左シェア	パートタイム	同左シェア	ボランティア	同左シェア
1990	14,549	61,610,957	221,759	343,282	121,702	35.45%	27,353	7.97%	194,227	56.58%
91	13,989	62,374,344	242,481	332,959	120,928	36.32%	27,781	8.34%	184,250	55.34%
92	13,385	63,893,495	269,812	326,822	123,415	37.76%	28,938	8.85%	174,469	53.38%
93	12,960	65,459,078	286,716	327,070	128,596	39.32%	29,285	8.95%	169,189	51.73%
94	12,551	67,406,890	298,935	326,027	133,994	41.10%	29,285	8.98%	162,748	49.92%
95	12,230	69,305,876	316,170	324,972	138,691	42.68%	30,036	9.24%	156,245	48.08%
96	11,887	71,390,131	336,452	328,697	145,511	44.27%	31,030	9.44%	152,156	46.29%
97	11,659	73,469,484	360,585	332,446	153,194	46.08%	32,069	9.65%	147,183	44.27%
98	11,392	75,616,434	398,925	334,528	159,792	47.77%	32,791	9.80%	141,945	42.43%
99	11,016	77,517,076	422,567	337,511	165,797	49.12%	33,133	9.82%	138,581	41.06%
00	10,684	79,751,873	449,799	334,175	171,221	51.24%	33,512	10.03%	129,442	38.73%
01	10,355	81,589,260	514,691	337,216	179,833	53.33%	33,854	10.04%	123,529	36.63%
02	10,041	83,372,839	574,687	340,246	185,986	54.66%	33,513	9.85%	120,747	35.49%
03	9,709	84,851,679	629,134	345,914	195,080	56.40%	34,441	9.96%	116,393	33.65%
04	9,346	86,050,841	668,104	346,772	200,572	57.84%	34,838	10.05%	111,362	32.11%
05	9,011	87,014,017	700,390	349,797	206,626	59.07%	34,016	9.72%	109,155	31.21%
06	8,662	88,221,913	732,498	349,956	213,764	61.08%	34,412	9.83%	101,780	29.08%

(出所) CUNA(2006), *Credit Union Report* より作成。

CU急成長の最大の理由は、膨大な消費者金融のニーズがあったのに、満たされていないところがあった。長い間、商業銀行は消費者信用に熱心でなかったし、貯蓄金融機関は近年へ至るまで消費者金融の取り扱いが制限されていた。また、従業員の職場定着や福祉向上に効果があるため、企業側は職域CUの設立を奨励・援助した。

CUは所得税が免除される一方で、免許の連邦・州法を問わず共通の絆（コモン・ボンド）に基づいて設立される必要がある。絆には、①勤務先などの職域、②業界団体・職業団体・労働組合・協会などの団体、及び③地域が長く続いてきた分類であったが、1998年の法改正で複合という範疇が追認された。組合数の分類別シェアは、1987年末に職域80%、団体16%、地域4%だったが、06年末には職域36.2%、団体9.3%、地域20.9%、複合31.1%などに变化している。分類別の資産規模のデータはないものの、地域と複合の増大はCUの大規模化をもたらしているように想像できる。また、職域の減少の理由としては、永井(2004a)によれ

ば以下である。①製造業生産基地の外国への移転、東西冷戦終結による防衛産業の縮小等により、企業の規模縮小・閉鎖が相次いだ。②新規職域を追加しようとしても、大企業には既に CU が存在し、新規設立企業の大半である従業員 20 名以下の小企業は、職域追加対象としては効率が悪く魅力が乏しい。③多数の職域グループを束ねる管理の負担が重くなった。④事務所スペースの提供など、職域としての企業からの協力が得られにくくなった。

CU の意思決定は総会で行われ、投票権は出資（預金）の多寡に関係なく、組合員 1 人 1 票である。役員は無償奉仕が原則だが、いくつかの州は定額の役員報酬を認めている。全 CU の従業員数・約 214,000 人のうち 29.08% がボランティアであるが（06 年末）、その比率は 96 年末の 46.29% から大幅に低下している（表 3）。これには CU の大規模化が影響しているようである（表 4）。

表 4 クレジットユニオンの資産規模別の状況（06 年 6 月末）

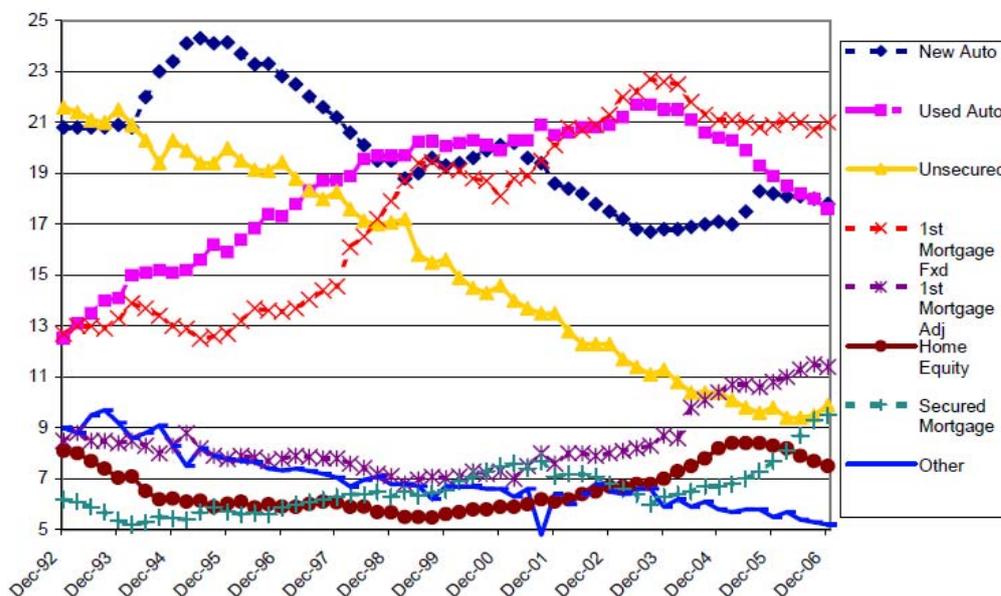
組合規模 \$millions	組合数			合計資産残高 \$ millions			従業員							FTE 注)	
	組合数	シェア	前年比	残高	シェア	前年比	合計	フルタイム		パートタイム		ボランティア		資産百 万ドル あたり	会員数 千人 あたり
								人数	規模別 シェア	人数	規模別 シェア	人数	規模別 シェア		
0-0.2	158	1.82%	-11.70%	18	0.00%	-11.00%	1,712	6	0.35%	81	4.73%	1,625	94.92%	2.54	1.81
0.2-0.5	299	3.45%	-4.20%	104	0.01%	-4.00%	3,485	34	0.98%	291	8.35%	3,160	90.67%	1.73	2.36
0.5-1	409	4.72%	-4.40%	307	0.04%	-3.10%	5,155	127	2.46%	509	9.87%	4,519	87.66%	1.24	2.70
1-2	604	6.97%	-6.10%	890	0.12%	-6.60%	7,711	422	5.47%	750	9.73%	6,539	84.80%	0.90	2.46
2-5	1,184	13.67%	-3.50%	4,021	0.55%	-2.90%	16,464	1,947	11.83%	1,302	7.91%	13,215	80.27%	0.65	2.24
5-10	1,266	14.62%	-6.70%	9,208	1.26%	-6.70%	20,219	4,063	20.09%	1,559	7.71%	14,597	72.19%	0.53	2.15
10-20	1,249	14.42%	-4.20%	17,994	2.46%	-3.70%	23,206	7,358	31.71%	1,707	7.36%	14,141	60.94%	0.46	2.23
20-50	1,456	16.81%	-4.70%	46,857	6.40%	-4.50%	39,035	19,000	48.67%	2,999	7.68%	17,036	43.64%	0.44	2.46
50-100	789	9.11%	-1.30%	55,215	7.54%	-1.50%	34,982	21,835	62.42%	3,166	9.05%	9,981	28.53%	0.42	2.67
100-200	533	6.15%	-0.70%	75,448	10.30%	-0.50%	38,249	28,266	73.90%	3,712	9.70%	6,271	16.40%	0.40	2.83
200-500	423	4.88%	-0.70%	131,028	17.89%	-0.70%	54,896	43,484	79.21%	5,865	10.68%	5,547	10.10%	0.35	2.84
500-1000	176	2.03%	7.30%	119,660	16.34%	7.50%	38,780	31,723	81.80%	4,144	10.69%	2,913	7.51%	0.28	2.78
1000-	116	1.34%	8.40%	271,748	37.10%	12.30%	66,062	55,499	84.01%	8,327	12.60%	2,236	3.38%	0.22	2.46
合計	8,662	100.00%	-3.90%	732,498	100.00%	4.60%	349,956	213,764	61.08%	34,412	9.83%	101,780	29.08%	0.32	2.62

(注) FTE=フルタイム + 0.5×パートタイム

(出所) 表 3 に同じ。

CU の合計資産の 69.73% が貸出で、貸出構成比は新車購入ローン 17.8%、中古車購入ローン 17.6%、モーゲッジ貸出 32.4%、ホームエクイティローン 7.5% である（図 5）（06 年末）。傾向としては車購入ローンが頭打ちになる一方、モーゲッジのシェアが拡大している。

図5 クレジットユニオンのローンポートフォリオ



(出所) 表3に同じ。

(b) 商業銀行との競合

1998年の法律改正で、member business loan (MBL) とよばれる、貸出額が5万ドル以上で住居用不動産により担保されない会員向事業貸出が、CUに認められた¹²。MBLはCUの純資産の1.75倍又は総資産の12.25%が上限である。06年末時点で全貸出残高の4.5%を占めるに過ぎないが、高い伸び率を示している。この上限からも、CUの総資産規模が大きくなるに従い、MBLを取り扱うようになる傾向がある。また、全国のMBLの平均貸出額は178,421ドルになっている。

全米クレジットユニオン協会 (CUNA) の資料で、以下のように MBL の意義を伸べ制限緩和を求めている。「SBA の最近の調査によれば、銀行統合は中小企業の資本へのアクセスの減少をもたらした。こうした銀行統合関連のプレッシャーに直面した事業主にとって、組合員所有の CU の選択は自然なことである。CU は当然、地元での意思決定と強力なサービス指向哲学をもって、地元所有・管理されている。しかしながら、多くの CU にとって、現在の MBL の 12.25% 制限は事業向貸出分野へ進出する際の実質上の妨げになっている。スタートアップの費用と経験のある貸手の雇用の必要性から、小さなポートフォリオではこうした費用を賄うことは難しい。20% への拡大は、より多くの CU がスタートアップ費用を賄うために必要な収入基準を生み出すことを可能にするだろうし、多くの CU 組合員に事業向貸出へのアクセスを拡大するだろう。」

銀行業界は CU の活動に警戒を示している。というのも、地域を絆とする CU が増大し、

¹² MBL については、全米クレジットユニオン協会 (CUNA) ほか、日本銀行信用機構局(2004)を参照。

事業向貸出にも進出して、業容面で銀行とくに小規模銀行との競合が生じる一方で、CUには法人税免除という得点が存在するからである。銀行業界はCUへの課税によってイコルフットイングを達成しようとしているが、CUの政治勢力も強いため実現に至っていない。こうしたなかで、04年にはSコーポ銀行の要件緩和、つまり銀行の非課税化要件を緩和することで対抗している。CU業界はCUの課税への警戒感をあらわにすると共に、Sコーポ銀行について株主優遇の仕組みであると批判し、課税損失の問題を指摘している。

Ⅲ 小規模金融機関の存在～地域別の接近

1 Sコーポ銀行の分布

(1) Sコーポ銀行の現状

内田(2006b)で使用した2004年末のデータに、2006年6月末のデータを加えて、Sコーポ銀行の現状を説明する(表7)。

Sコーポ銀行の行数比率は04年末に26.93%で、06年6月末には30.53%に拡大している。州別にみると、04年末よりも06年6月末の比率が低下したのが3州、変化なしが10州(うち8州ではSコーポ銀行が存在しない)で、38州で上昇してルイジアナ州は06年6月末に全米平均を超えた。上昇幅が大きい州は、94年末でSコーポ比率が全米平均より高い地域に多い。

(2) Sコーポ銀比率の高低

(a) 比率の高い州

内田(2006b)ではSコーポ銀行比率の高い州の特徴を理解するため、Sコーポ銀行比率と諸指標との相関を調べた(04年末)。①各州の全銀行数に占める地方の全銀行数の割合との相関は高い(相関係数・0.55)。②(銀行の支店設置を認めない)単店銀行制度との相関も高い(0.53)。③人口減少郡比率との相関は高くない(0.38)¹³。

Sコーポ銀行比率の高い州を取り上げてみると、以下のような共通点がある。単店銀行制度を相対的に遅くまで採っていた州で、もともと転換要件を満たしている銀行が多い地域のような。同制度を採っていた州は、中部・中西部に位置する農業州で、地方所在の銀行比率が高く、人口減少傾向にある場合が多い。

(b) 比率の低い州

Sコーポ銀行比率の高い州では小規模銀行比率が高い傾向にあるため(相関係数・0.51)、Sコーポ銀行比率の低い州では、他の金融機関である貯蓄金融機関やCUの存在がどのようになっているのかを調べた(06年6月末)。Sコーポ銀行比率と、①各州の全銀行と全貯蓄金融機関の合計数に占める「小規模」貯蓄金融機関数の割合との相関は逆相関で高い(相関係

¹³ 人口減少郡比率とは、州を構成する全ての郡に占める人口減少郡(00年の人口が90年のそれを下回る郡)の割合である。

数・-0.51)。②各州の全銀行と全 CU の合計数に占める CU 数の割合との相関も逆相関で高い (同-0.78)。③各州の全銀行・全貯蓄金融機関・全 CU の合計数に占める小規模貯蓄金融機関・全 CU 数の割合との相関も逆相関で高い (同-0.78)。S コーポ銀行比率の低い州では、小規模貯蓄金融機関と CU の両方もしくはいずれかが比較的多く存在しているようだ。

2 事業向貸出

(1) 全米の概観

最初に事業向貸出を全米で確認する。本稿で事業向貸出とは、construction and land development, commercial real estate, farmland, real estate loans in foreign offices, farm loans, commercial and industrial loans (=C&I) の合計を指す。

まずは銀行における資産規模別の貸出額のシェアを考察する (表 5)。全銀行の総貸出額 (net loans & leases) に占める大規模・中規模銀行のその割合は、96 年末に 78.75% で 06 年 6 月末に 85.52% へ拡大し、逆に小規模銀行の割合は縮小している。同様に、全銀行の事業向貸出総額に占める大規模・中規模銀行のその割合は 75.67% から 78.32% へ拡大し、小規模銀行の割合は縮小している。事業向貸出の各項目でも、大規模・中規模銀行のシェアが拡大しているが、マーケットシェアが既に大きい C&I の伸び率が小幅なのにくらべ、construction and land development、farm loans の伸びは大幅である。

表 5 事業向貸出における銀行資産規模別のシェア

	大規模・中規模銀行		小規模銀行		合計
	06 年 6 月末	96 年末比	06 年 6 月末	96 年末比	
Net loans & leases	85.52%	6.77%	14.48%	-6.77%	100.00%
Business Loans	78.32%	2.65%	21.68%	-2.65%	100.00%
Construction and land development	73.51%	9.63%	26.49%	-9.63%	100.00%
Commercial real estate	70.64%	6.04%	29.36%	-6.04%	100.00%
Farmland	34.07%	12.91%	65.93%	-12.91%	100.00%
Real estate loans in foreign offices	99.95%	0.18%	0.05%	-0.18%	100.00%
Farm loans	39.32%	9.35%	60.68%	-9.35%	100.00%
Commercial and industrial loans	88.58%	3.08%	11.42%	-3.08%	100.00%
(参考)					
Multifamily residential real estate	79.93%	7.59%	20.07%	-7.59%	100.00%
1-4 family residential	88.70%	16.26%	11.30%	-16.26%	100.00%

(出所) FDIC, *Statistics on Banking* より作成。

次に銀行規模別内での貸出額の構成比の変化を考察する (表 6)。総資産に占める総貸出額の比率をみると、全銀行で 06 年 6 月末に 96 年末比で 2.07% 減の 58.20%、大規模・中規模銀行で 3.74% 減の 56.86%、小規模銀行で 8.54% 増の 67.60% である。同様に、総貸出に占める事業向貸出総額の比率をみると、順に 0.92% 増の 44.27%、1.09% 減の 40.54%、16.66% 増の 66.26% になっている。総貸出額に占める事業向貸出総額の

各項目の割合変化をみると、大規模・中規模銀行では C&I が-7.72%と大幅に低下する一方、その減少分に相当する程度に construction and land development と commercial real estate が伸びている。小規模銀行でも方向性は同じだが、C&I の減少が小幅で、後二者の伸びが大幅である。

表 6 総貸出に占める事業向貸出の構成比（銀行資産規模別）

	大規模・中規模銀行		小規模銀行	
	06年6月末	96年末比	06年6月末	96年末比
Business Loans	40.54%	-1.09%	66.26%	16.66%
Construction and land development	6.98%	4.74%	14.86%	10.16%
Commercial real estate	11.42%	2.03%	28.02%	8.96%
Farmland	0.36%	0.11%	4.08%	0.72%
Real estate loans in foreign offices	1.17%	-0.11%	0.00%	-0.01%
Farm loans	0.43%	-0.14%	3.94%	-1.00%
Commercial and industrial loans	20.18%	-7.72%	15.36%	-2.18%
(参考)				
Multifamily residential real estate	1.65%	0.38%	2.45%	0.65%
1-4 family residential	32.26%	10.42%	24.25%	-6.52%

(出所) 表 5 に同じ。

(2) 州別の状況

金融機関（銀行・貯蓄金融機関・CU）による各州内の事業向貸出額に占める、小規模銀行によるその割合（小規模銀行の事業向貸出額シェア）を計算してみた（06年6月末、表7）。全米平均は21.05%だが、州別で見ると実に36州で平均を超え、かつその多くの州で平均越えの幅が大きいことが分かる。各州の小規模銀行の事業向貸出額シェアと各州の事業向貸出額の相関を取ると-0.45である。なお、統計上の制約から小規模銀行の事業向貸出は所在州外への貸出も含むが、多くは州内で営業しているものと考えられる。小規模貯蓄金融機関とCUについても同様である。

次に、各州内の事業向貸出額に占める小規模貯蓄金融機関のそれを計算した（小規模貯蓄金融機関の事業向貸出額シェア）。全米平均は 2.36%で、州毎の差が大きい。各州の小規模貯蓄金融機関の事業向貸出額シェアと各州の事業向貸出額の相関を取ると-0.27である。

最後に、CUNA 資料から、各州内の事業向貸出額に占める「全」CU の MBL の割合（CU の事業向貸出額シェア）を記載した。全米平均は 0.85%で州毎の差が大きい。各州の CU の事業向貸出額シェアと各州の事業向貸出額の相関と取ると-0.20である。なお、前述のように、CU については統計の制約から CU 全体のデータを用いている。

3 つの指標の合計（小規模金融機関の事業向貸出額シェア）を全州でとった。全米平均は 24.26%だが、37 州で平均を超え、かつその多くの州で平均越えの幅が大きいことが分かる。各州の小規模金融機関の事業向貸出比率と各州の事業向貸出額の相関と取ると-0.52である。なお、先に触れた統計上の制約や四捨五入の関係で、合計が 100%を超えるところがある。

この 37 州で 3 つの指標とも全米平均を超えているのは 8 つの州で、そのうち唯一フロリダ州は事業向貸出額が全米平均を超えている。

小規模金融機関の事業向貸出額シェアが全米平均以下は 14 州で、うち事業向貸出額が全米平均以下である州は 6 州で、かつ 3 つの指標ともが全米平均以下である州はデラウェア州だけである。これら 6 州のうち、コネチカット（ニューヨーク隣接）、メイン、ロードアイランド（マサチューセッツ隣接）、ネヴァダ（カリフォルニア隣接）の 4 州では、小規模金融機関の事業向貸出比率は極端に低くはなく、隣接州との経済圏を考慮すれば説明がある程度つくように考えられる。ハワイについては今後の検討が必要だが、デラウェア（ペンシルバニア隣接）は法人の州とも呼ばれ、法人の登記が容易で大規模企業が多く存在するため、中小の資金ニーズが大きくは現れにくいのではないかと推測する。

IV 結論

本稿の取っ掛かりは、地域にあるリレバンなどのニーズを満たすためには、なんらかの小規模金融機関の存在が必要ではないのかという仮説にあった。これを明らかにするため、銀行ばかりでなく貯蓄金融機関と CU を含めた金融機関「数」の分布と、州内での小規模金融機関の事業向貸出「額」シェアから接近した。前者では、S コーポ銀行比率が低い州には、小規模貯蓄金融機関や CU が存在していることが分かった。後者では、事業向貸出マーケットが大きくない多くの州において、小規模金融機関の同貸出額シェアが大きいことが分かった。

3 種類ある小規模金融機関のうち、どの金融機関のプレゼンス（行数シェアと貸出額シェア）が大きいかは州や地区によって異なる。中部・中西部・南部では小規模銀行のプレゼンスが大きく、S コーポ銀行の仕組みが「制度的」にこれを支えている。東部地区では、小規模貯蓄金融機関のプレゼンスが大きいが、貯蓄金融機関発祥の地でもあり、その「伝統や慣行」が今なお存在している。また、両方に該当しない地区では、西部の

ようにコモンボンドからなる CU のプレゼンスが大きいところが存在する。

小規模銀行や株式の小規模貯蓄金融機関のなかには、複数銀行持株会社や複数貯蓄金融機関持株会社の子会社も含まれている。大規模・中規模金融機関の一部という見方もできるが、むしろなぜコストを払ってまで子会社化するのかを考える必要があり、これは 3.1 で触れたコントラクティング問題にかかわるものである。

規制緩和に伴う再編から、小規模金融機関のプレゼンスが低下していることは事実だが、今後も一定のプレゼンスを維持すると考える方が自然だろう。企業数の 99.7% が中小企業というばかりでなく¹⁴、NPO や NGO の台頭にもみられるように世の中がますます多様化していくなかで、(一取引あたりの融資額は低下するかもしれないが、) 小規模金融機関に対する資金ニーズは存在し続けるだろうし、これを支える様々な仕組みも存在している。

【参考文献】

- 伊藤公哉(2005)『アメリカ連邦法人税(第3版) 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社。
- 内田聡(2005)「アメリカにおける銀行の統廃合と新設——リレーションシップバンキングの動態——」『信金中金月報』第4巻第3号、3月。
- (2006a)「米国における金融の再編と地域性」『生活経済学研究』第22・23巻、3月。
- (2006b)「地域密着を可能にする仕組みとは～米銀数の30%を占めるSコーポ銀の分析から～」『証券経済研究』第56号、12月。
- (2007)「米国金融システムの組み替え～規制緩和、金融再編、および地域密着の継続～」『信用金庫』第61巻第56号、5月。
- 数阪孝志(2003)「米国信用組合の構造」『金融構造研究』第25号、5月。
- 高木仁(2006)『アメリカの金融制度 改訂版』東洋経済新報社。
- 滝川好夫(2007)『リレーションシップ・バンキングの経済理論：1つのサーベイ』郵便貯金振興会郵貯研究会報告資料、6月。
- 永井敏彦(2004a)「米国クレジットユニオンの経営戦略1」『金融市場』1月。
- (2004b)「米国クレジットユニオンの経営戦略～協同組織金融機関の優位性～」『農林金融』第57巻第4号、4月。
- 日本銀行信用機構局(2004)『海外における協同組織金融機関の現状』10月。
- 平田正源(2002)「有限会社のSコーポレーション化～非課税法人への新たな選択肢～(上)(下)」『国際商事法務』第30巻第8～9号、8～9月。
- 村本孜(2005)『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社。
- 由里宗之(2006)『米国における金融コングロマリット解禁論議とコミュニティ銀行業界の戦略的対応』平成17年度郵便貯金に関する委託研究報告書。
- Berger, A.N. and G.F. Udell(2002)“Small Business Credit Availability and Relationship Lending: the Importance of Bank Organizational Structure,” *Economic Journal*, Vol. 112, pp. 32-53.
- Critchfield, T., T. Davis, L. Davison, H. Gratton, G. Hanc, and K. Samolyk(2004)“Community Banks: Their Recent Past, Current Performance, and Future Prospects,” *FDIC Banking Review*, Vol.16, No. 3, pp. 1-56.

¹⁴ 米国では従業員500人未満の中小企業数は全企業数の99.7%を占め(2003年)、過去20年間の中小企業の民間(非農業部門)のGDPの割合は約50%である(SBA(2003))。

- GAO (General Accounting Office) (2000) *Banking Taxation: Implications of Proposed Revisions Governing S-Corporations on Community Banks*, GGD-00159.
- Grant Thornton(2005) *S-Corporations Analysis 2005*.
- Harvey, J. and J. Padget (2000) “Subchapter S: A New Tool for Enhancing the Value of Community Banks,” *Financial Industry Perspectives*, pp. 17-31.
- Hein, S.E., T.W. Koch, and S.S. Macdonald(2005) “On the Uniqueness of Community Banks,” *Economic Review*, Vol. 90, No. 1, pp. 15-36.
- SBA (Small Business Administration)(2003) *The Small Business Economy 2002-2003: A Report to the President*. (中小企業総合研究機構訳(2005)『米国中小企業白書 2002-2004』同文館。)